

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 8 日

平成23年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年3月8日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成23年3月8日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成23年3月8日 午後4時20分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	大 城 晃	2 番	金 城 勝 英
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 優
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健	会 計 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	公 営 企 業 課 参 事	金 城 英 幸		

平成23年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成23年3月8日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明について（議案第1号～議案第14号まで）
8		公共事業現場調査

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成23年第1回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、お手元にお配りした報告のとおりです。

諸 般 の 報 告

平成22年12月17日～平成23年3月10日まで

- 12月21日 : 第2回特別委員会
- 1月 7日 : 南部地区市町村議長会総会（パシフィックホテル）
南部関係団体合同新年懇親会（パシフィックホテル）
- 1月 9日 : 成人式（座間味離島振興総合センター）
- 1月12日 : ホエールウォッチングフェスタオープニングセレモニー（那覇空港）
- 1月17日 : 第3回特別委員会
- 2月 1日 : 第4回特別委員会
- 2月 8日 : 南部離島村長議長連絡協議会（自治会館）
- 2月15日 : 県町村議長会総会（自治会館）
- 2月16日 : 県離島振興町村議会議長会議員研修会（自治会館）
- 2月17日 : 県町村議会議員研修会（浦添てだこホール）
- 2月28日 : 第5回特別委員会
- 3月 4日 : 第6回特別委員会
全員協議会
- 3月 8日 : 平成23年第1回定例議会

これで諸般の報告を終わります。

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから3日間、またよろしく願いいたします。平成23年第1回座間味村議会定例会行政報告、平成23年3月8日。平成22年第4回座間味村議会定例会12月16日以降の主な事項について、行政報告をいたします。内容につきましては、お手元にお配りしたとおりとなっておりますので、細かい説明は省略をさせていただきます。

行 政 報 告

平成23年3月8日

平成22年12月17日 離島海運振興株主総会
20日 法務局長表敬

平成23年	1月	1日	年始会
		2日	初興し
		3日	生年合同祝い
		5日	座間味老人クラブ新年会
		7日	消防出初式
		〃	南部地区関係団体合同新年会
		8日	阿嘉トリムマラソン大会
		9日	村成人式
		11日	新民生委員来訪
		〃	那覇港振興協議会新年会
		12日	ホエールウォッチングフェスタオープニングセレモニー
		14日	新たな沖縄振興のための制度提言説明会
		〃	県町村会 市町村長研修会・年始会
		15日	体協バスケットボール大会
		17日	ホエールウォッチング安全祈願
		〃	議会特別委員会出席
1月	20日		郵便局(株)沖縄支社長来訪(オリジナル切手贈呈式)
	24日		座間味ダイビング協会新年会
	28日		座間味村学力向上実践発表大会
	29日		T P P 反対県民大会
2月	7日		南部広域理事会
	〃		南部市町村会
	〃		南部振興会評議員会
	8日		南部離島町村長議長連絡協議会定例会
	〃		小規模離島航空運賃制度説明会
	9日		阿嘉青年会との意見交換会
	10日		竹富町職員表敬
	11日		産業祭り・健康福祉祭り
	12日		観光マーケティング講座
	16日		時事通信野口支局長来村
	17日		沖縄電力面談
	〃		消防広域化研究協議会
	〃		那覇市長面談
	22日		名護市副市長一行表敬
	〃		エコツアー会議
	23日		沖縄コカ・コーラボトリング石岡社長面談
	〃		那覇市・南風原町環境施設組合訪問
	24日		離島振興協議会総会
	〃		過疎地域振興協議会総会
	〃		離島・過疎合同研修会

24日	離島・過疎合同交流会
25日	自治功労者表彰伝達式
〃	町村会定期総会
〃	町村土地開発公社理事会
〃	地域振興対策協議会総会
〃	国保連合会総会
26日	WWFくじらカフェ講師との面談
〃	座間味郷友会新春懇親会

以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで、行政報告は終わりました。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 大城 晃議員及び2番 金城勝英議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月10日までの3日間に決定いたしました。

日程第5．施政方針を行います。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、お手元に平成23年度施政方針をお配りさせていただいておりますが、読ませていただきたいと思っております。

平成23年度施政方針

平成23年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、議員各位の日々のご精励に対し深く敬意を表します。

この度の議会は、平成23年度の村政運営の基本となる予算案や緊急経済対策を中心とした平成22年度補正予算案など、多くの重要な案件についてご審議をお願いするものであります。まず村政運営にあたっての私の所信の一端や施策等を申し述べ、村議会議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村長として折り返しの節目の年となる平成23年度におきましても、これまで同様、地方自治の本旨に則り「地域力を活かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村にするために！」をテーマに各種行政課題に対して積極的に住民目線に取り組んでまいります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき財政の健全化を進めている本村の財政事情では、大胆な予算編成を行うことが厳しい状況ではあります。平成23年度予算編成におきましては、「財政健全化計画」を核に限られた財源を緊急かつ重要な施策を始めこれまで策定した各種計画に基づき予算を効率

配分するとともに、前年度当初予算の割合にとらわれることなく、必要などころには集中して予算を配分する一方で、毎年不要額が発生する項目等については、厳しく査定するなど前例踏襲によらない予算編成を実施しました。そのようななか、懸案となっております座間味小学校の校舎改築のための財源として、財政調整基金の一部を取り崩すこととしております。また、平成22年度の国の経済対策に伴う補正予算により、国・県の補助事業等に馴染まないために、先送りしていた事業を盛り込んだ補正予算を計上しているところでもあります。

現状認識と基本姿勢

さて、わが国の状況を見ますと、依然として厳しい経済状態が続いております。人口減少や少子高齢化、失業率の問題など、課題が山積しており、先行きが見通せない状況が続いております。

一方で、県内の雇用情勢は依然として厳しい状況にあるものの、観光が回復傾向にあり景気回復の原動力となることで、改善の動きが期待されるところであります。しかしながら、本村においては、観光客の減少に歯止めがかからず、基幹産業である観光産業への影響が懸念されているところであります。また、本村は、これまで各種計画等により財政の健全化に努めてきたところですが、特別会計の赤字や公債費の負担が大きく、財政運営は予断を許されない厳しい状況が続いております。

このような厳しい状況の中ではありますが、平成23年度においては、ハード事業においては海水淡水化施設整備事業や座間味小学校改築事業、ソフト事業に関しては、地域おこしや、第1産業振興のための支援制度、教育や福祉の充実のための経費を充当した予算を提案させていただいております。

その結果、平成23年度予算は、

一般会計において	1, 257, 133	千円
特別会計において	1, 010, 211	千円
総額	2, 267, 344	千円

となっております。

次に重点施策の概要について申し上げます。

1 主要施策の展開について

平成23年度の主要施策については、住民の皆様が住みよいと感じられる村づくりのため、次年度においては、座間味村の未来を創造する「座間味村第4次基本構想」を策定いたします。本構想の策定においては、各種団体等により策定のための委員会を立ち上げ、実現可能な構想となるよう、また、未来を担う子供たちが夢を持てる座間味村を描ける構想となるよう全力を尽くしてまいります。また、予算規模は大きいものではありませんが、数多くの新たな政策の実施を予定しております。先ず、地域おこし事業として、地域の環境美化を実施する団体を対象として、環境美化活動奨励事業等を実施してまいります。また、少子化の進行する中、村独自の対策として、すこやか親子事業として、出産祝い金の支給を実施いたします。さらに、生ごみ処理機購入のための助成金制度や、第1次産業支援のため堆肥や、家畜、水産物等の船舶運賃に係る分の助成制度、減少が続いている観光客の誘致のための観光振興施策等を新たに実施することとしております。

将来の村を担う子供たちの豊かな教育活動のための費用としましては、村外で行われる、文化、スポーツ活動への派遣費を助成する幅を拡大し、本島地域との格差の是正を図ってまいります。

続いて、その他平成23年度における施策の概要について、項目ごとに御説明申し上げます。

2 保健・医療・福祉サービスの充実

高齢者福祉について

高齢者が、可能な限り自宅での生活を送ることができるよう、社会福祉協議会と連携し、居宅サービスの充実を更に進めてまいります。また、これまで検討を重ねて参りました短期入所介護サービスを座間味島・阿嘉島で実施することといたします。平成22年度より開始いたしました「生きがい、思い出づくり事業」におきましては、10月に高齢者の皆様との「平和の礎視察旅行」を企画しております。平成23年度は第5期高齢者福祉計画の策定時期でもあり、高齢者が住み慣れた島で介護サービスを受けることができるシステムの構築を図ると共に、介護予防事業の充実、強化に努めます。

児童福祉について

平成22年度よりスタートいたしました「座間味こどもプランー次世代育成支援後期行動計画ー」に基づき子育て支援を行ってまいります。少子化要因の第1位が「出産・子育てによる経済的負担」というアンケート結果を踏まえ、妊婦定期健診に係る渡航費、並びに健診費用を補助しておりますが、平成23年度より出産祝い金として3万円を支給いたします。また、平成22年度より進めて参りました座間味緑地公園整備におきましては、東屋の設置、植栽等を行い、安心、安全な遊び場の環境整備に努めます。

障害者福祉について

平成23年度は「第3期障害福祉計画」策定の年度となっており、障害があっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるようそれぞれの島の実情を勘案しながら、サービスの内容、目標値を定めて参ります。

保健・医療について

本村の国民健康保険加入者の一人あたり医療費は平成21年度におきましては県平均値を下回ってはいるものの、住民健診の結果から考察すると今後、生活習慣が起因となる糖尿病、心臓病、脳血管障害等による医療費の増大が懸念されております。特定健診を始めとする各種健診の受診率の向上に努め早期発見、早期治療に繋がります。感染症予防におきましては、平成22年度より予防接種助成事業の拡大を進めて参りましたが、平成23年度より中学生以上を対象に「子宮頸がんワクチン」の助成を行います。

また更新時期を迎えている座間味診療所の車輛は、往診用に小型車を購入いたします。

その他、平和への願いを込めて建立された平和の塔を、高齢者の方でも安心して参拝できるよう、手すり取り付け等の整備を行います。

また、身分を公証する唯一の公簿である戸籍簿の電子化に向けて整備を行います。

3 産業の振興

本村の観光産業は、美しい自然景観と県都那覇市との地理的利便性の優位によって発展して参りました。

しかし、観光入域者は平成21年の7万7千人を更に下回り、昨年は7万3千人と、2ヵ年連続で8万人を下回っており、観光産業を主とする本村にとって、非常に厳しい状況にあります。そのため、平成23年度における観光施策として、観光PRのための経費をはじめ、近年増加傾向にあります外国人観光客向けの多言語パンフレットの作成、展望台等のトイレの清掃が十分に行えるよう、所要の予算を計上しております。また、老朽化により利用者からの改善要望が多く寄せられておりました、くじらの里のコテージについては、快適に利用していただけるよう修繕工事を実施いたします。

観光産業の振興を図るには、官民が一体となり、集客誘致に取り組まなくてはならないと考えております。観光振興を担当する課と他課との連携、強化を図りながら、事業者等との協働した広報活動を積極的に展開し、観光入域客の増加を図ってまいります。

農林水産業の活性化は、本村の主要産業である観光産業にも大きく貢献するものであり、重要施策でもあります。

これまで、パパイヤ、インカのみぎめなどの農産物の生産奨励がなされてきましたが、いまだ特産品の確立までには至っておりません。

一次産業の振興については、従事している皆さんの生産意欲を高めることが重要であり、そのため平成23年度において、負担軽減策として、肥料等の船運賃の助成を行い、一次産業の活性化を図ってまいります。雇用対策としましては、沖縄県雇用再生事業、緊急雇用創出事業を、昨年に引き続き実施いたします。

4 廃棄物処理

廃棄物の処理については、平成23年度においても、那覇市・南風原町環境施設組合にご協力をお願いし、村内のごみ処理を実施する予定であります。

座間味クリーンセンターの稼働につきましては、現在裁判が継続中であり、裁判所の判断等も勘案しながら、今後の対応を検討してまいります。

ごみの分別については、村民の協力により着実に分別が進められ、資源ごみの搬出も順調に増加しています。平成23年度も3R（リサイクル、リデュース、リユース）を引き続き推進して参ります。

放置車両の撤去につきましては、放置自動車対策のためのフェリーによる運搬費の補助制度について、これまで同様に啓蒙を図り、住みよい村づくりに邁進して参ります。

5 環境の保全

本村の恵まれた自然環境は、村づくりにおいて欠かすことのできない重要な資源であります。その保全については近隣自治体を含めた各種団体との連携のもと、エコツーリズム推進法に基づき「慶良間エコツーリズム推進基本構想」の認定にむけて、取り組んできたところであります。

条例等の制定等については、各方面の御意見を伺いながら慎重に検討を進めてまいります。

6 インフラ整備

道路整備については昨年、国の経済対策による交付金事業で、村道の一部において舗装改良工事を行うことができました。平成23年度は村道座間味・阿佐線の平成24年度からの事業実施に向けて取組んで参ります。

港湾整備については、以前から要望のあります座間味港の東側の舗装や座間味港西側の巻き揚げ機、慶留間港の整備につきまして、引続き県に要望して参ります。

7 簡易水道事業について

本村におけるこれまでの水事情を踏まえ、新たな予備水源として座間味島において海水淡水化施設整備に着手し、原水の安定供給に努めてまいります。

また、平成22年度より行っている送水管敷設備事業（座間味区～阿真区）を継続して行き安定給水に努めるとともに、水道料金の徴収を徹底し、経営の健全化に努めて参ります。

その他、本村のように小規模な水道事業を実施している離島の水道料金の格差解消等を目的に、県が進めております水道事業の広域化につきましても、早期に実現するよう、関係機関へ働きかけてまいります。

8 下水道事業について

各下水道事業共接続等の啓蒙活動に積極的に取り組み、さらなる接続率の向上と、下水道料金の徴収努力等による経営の健全化に努めて参ります。

9 航路事業について

本村の航路事業は、沖縄本島と村内の島々を結ぶ唯一の交通機関であり、住民の生活航路として、安定的な運航が不可欠であります。また、村民生活の向上や産業振興はもとより本村の基幹産業である観光振興を図る上にも重要な役割を担っている航路であります。

平成23年度もこれまで同様、安全航海に努めるとともに、航路事業改善検討委員の意見も取り入れながら、村民及び観光客の利便性の向上を図って参ります。

また、貨物運賃等の徴収を徹底し、経営の健全化に努めて参ります。

10 教育

教育においては、地域環境をいかした学校教育や社会教育を支援し、今年度も引き続き外国人英語指導助手の配置や人材育成事業を実施し、効果的な教育行政を推進してまいります。

児童生徒の渡航費について、今年度より各種スポーツ大会（春季、秋季、新人大会等）、中学生フォーラム、高校入試説明会等の村外における活動について船舶運賃や車両等の輸送運賃の助成枠を拡大し、学習意欲を高めるとともに、保護者負担の軽減を図ります。

また、島の自然や歴史、伝統文化の継承に向けた事業等を実施し、座間味村を学ぶための教育環境づくりを推進してまいります。

平成23年度は、座間味小学校校舎改築整備事業を実施し、児童生徒の学習環境の充実を図り、安全・安心な学校づくりに取り組んでまいります。

以上、平成23年度の村政施政方針を申し上げましたが、財政健全化法による早期健全化団体となっております本村にとりましては、財政再建をはじめ、景気・経済の低迷による観光産業への影響や、その他第1次産業をはじめとした産業の振興、少子高齢化社会対策など、さまざまな課題が山積していますが、個々の課題に対して迅速かつ的確に対処・解決できるよう、職員一丸となって、取り組んでまいります。

終わりに、議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成23年度の村政施政方針といたします。

平成23年3月8日

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで、施政方針は終わりました。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

それでは、初めにトップバッターで一般質問をさせていただきます。1つ目の質問、航路運賃の負担軽減策についてです。景気の低迷等により、現在客足が遠のく中、さらなる追い打ちをかけるかのように原油価

格の高騰、それによりまして現在、本村の生命線である航路事業における運賃におきましては、フェリーにおきまして大人往復で4,030円、高速船におきましては大人で往復5,970円の料金設定となっております。原価が上がっている以上、運賃に上乘せをすることは必然ではありますが、昨今の景気低迷により本村を訪れる観光客数はさらに減るのではないかと村民は非常に懸念をしている状態であります。そこで現在、県が実施しております小規模離島航空路利用活性化事業等、同様な事業で航路運賃の負担軽減策を国や県に要望して、航路運賃の実質値下げを実現できないものかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの宮里祐司議員の御質問にお答えしたいと思います。御提言のあります質問につきましては、御承知のとおり現在、沖縄県で小規模の離島、粟国村、南・北大東島の航路のみの負担軽減策として実施しております。離島航路は唯一の交通機関で、特に本村では村民生活の観光振興を図るとともに航路運賃の負担軽減策に対して平成23年度4月開催される予定の行政連絡会議で強く要望してまいりたいと思っています。それは行政連絡会議のみではなく、県の企画部、あるいは交通対策課などにも出かけて、提言のあります軽減策を要望してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。まさに空港、飛行機が飛んでいる離島のみが県の事業でこ入れしている状態で、我々のように飛行機が飛んでいない、航路事業で生活の糧にしている離島は何かこう見捨てられたような感じがして、ほんとに腹立たしい事業ではあったんですけども、その件に関しまして村長、何か県のほうなどにクレーム等々ありませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず航路の補助の前に航空路線の割り引きの話を少しさせていただきますと、去年の6月に新聞報道がなされまして、去年の話ですけど今年の10月から航空路線に関しては3割補助、地元の人は、高校生は5割とかですね、そういう制度ができますよという話がありました。それで、すぐ私は主管課であります沖縄県の企画部の企画調整課、あるいは企画部の交通政策課へ抗議といいますか、どうなっているんだと、船はどうするんだという話をさせていただいております。その辺のやりとりのメモもちゃんと忘れないようにつくってはいるんですけど、航空路線の場合は業者が少ないということで、まず入りやすいというところがあったというふうに聞いております。船の場合は公営企業であったり、あるいは民間企業、いろいろありますけど相当な数がありますので、その制度設計をおのおのちゃんとつくっていくのに時間がかかるので、いましばらく時間をいただけないかということで、そのときは回答をいただいております。それから私は平成23年度当初からできるのかと思いましたが、せんだっての説明会に議長も一緒にですが行きまして、まだ4月からは厳しいと、でも一生懸命頑張っているという回答をいただいたんですけど、いや一生懸命頑張っていると言っても要はいつごろからとかという具体的な話がないといけないんじゃないかという話をさせていただいているところです。それとあわせて先ほど公営企業課長からもありましたが、4月に行われる行政連絡会議、これは議長と私、それと県の部局長以上の人たちとの会議ですが、そこでも提案をするように働きかけをいたしまして、離島共通ということで沖縄県に提言をさせていただいているところ

でございます。これはあくまでも、しかしながら時限的なもので実証実験だということでございますので、それとあわせて私たちが今お願いをしているのは、次期振計、平成23年度に切れる沖縄振興計画の中でこういう形で取り入れられないかということもあわせて話をさせていただきましたが、今、まだこれは素案の中にはなっているんですけど、素案の中での離島振興の中でほかの振興策と一緒に負担軽減という文言が入っております。これがちゃんと正式に取り上げられるかどうかというのは、これからの推移なんですけど、そういうことで今、一生懸命私のほうでも呼びかけをさせていただいておりますし、また議長と一緒に那覇に行く際にもいろいろと要望をしているところでございます。実施の時期につきましては、次年度のできるだけ早い時期に実施できるようにこれからも私として、立場としても一生懸命働きかけをしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

よくわかりました。ほんとに1日も早い、もちろんこの継続的な恒久的な県の補助策といえども要望していただいて、今、本村内はほんとに観光は瀕死の状態であります。いろいろと私も自分自身の担当の仕事をしておりますが、やはり観光客からは少し高いというような意見が非常に多いのは現実でございます。ぜひこの件、沖縄県、国のほうとも調整をして、よろしくをお願いします。

では次、2点目です。住宅問題について。本村においては、慢性的な住宅不足が起こっております。特に座間味島、阿嘉島においては今、深刻な問題となっております。私も定例議会一般質問では幾度となく要望をしている状況であります。なかなか道筋が見えてこないのが現実でございます。人口減少に歯どめをかけるためにも定住促進のための住宅問題を今後どのように考えているのか、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

宮里祐司議員の質問に対してお答えします。今、村内の公営団地は座間味が10棟、阿嘉が3棟、慶留間が2棟で、全部で64世帯が住んでおりますが、まだ入居希望者が不足している状況です。現状においては、財政状況等の理由により村営住宅の建設の予定はありませんが、状況を把握しながら県の関係機関と調整し、県営住宅を含め整備を検討していきます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

継続で質問を行っているので、大体同じような回答をいただいているんですが、財源的な部分がやはり問題になってくると思います。しかし、やはり大体平成何年度ぐらいからできるのか、その見通しです。希望をぜひちょっといただきたいなど。若者からも、ほんとに道ですれ違うたびに「来年、子供が産まれます。ぜひ住むところをお願いします」と、それだけ言われるわけですね。何年からか、少しの光でも構わないので、どのぐらいから例えば村営でいくんだったらどれぐらいかでいける、県営だったら例えば何棟以上の戸数の制限があつて難しいとか、大丈夫ですか、それはお答えいただけますか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

今、宮平課長から財政状況等の理由によりという言葉がありましたので、村営住宅の部分についてお話し

させていただきますと、今、財政健全化計画というのが進行中ですので、その中に入っていないハード事業というのは原則として実施できません。よって健全化計画の25%実質公債費比率ですね、これが25%を切ってこの計画が完了したときには、また新たなハード事業として県とかの認可は別に必要ありませんので、県の公営住宅課と折衝してやることは可能かと思えます。ですから、村でやるとするであれば財政健全化計画が完了した後ということで、村で予定しています平成23年度決算においては25%を下回るだろうと推測をしておりますので、一番最短で平成25年度着手かなというふうに考えています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。それだけでも説明はできます。2人目、3人目と子供も産まれてくるのかなというふうに思います。先ほど、課長、すみません、入居希望者が不足しているというふうにお答えしたんですけども、入居希望者が…、訂正を。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

わかりました。入居希望者がいて、不足しております。すみません、訂正します。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

座間味では7世帯ぐらいが入居待ち、阿嘉島のほうでも5世帯ぐらいが入居待ちをしておりますので、ぜひこの件も平成25年度以降から村独自でも県営でも構いませんので、建築のほう、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になります。港湾の適正利用について、こちらもこれまで継続して質問を行っております。昨年末から廃自動車に関しましては、民間の事業者の支援もかりながら撤去作業がかなり進み、港湾の景観が大分よくなっております。ありがとうございます、この件は。さて、残すのは、なかなか解決が難しい陸揚げをされている船舶、または係船されている船舶です。陸揚げ、いわゆる船揚場に使用されずに数年以上も放置されたままになっている船も非常に多くあります。また係船場所においては、動かずにずっと係船されたままになっている非常に危険とも思われがちな船舶も数隻見受けられます。港湾の適正利用として今後どのような解決策を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

宮里祐司議員の港湾の適正利用について、お答えします。座間味港においては、本年度放置車両を撤去いたしました。廃棄船の不法投棄がたくさんまだあります。村としては所有者を探し、撤去するように指示いたします。港湾内に使用していない船の係船については、所有者に速やかな処置をお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。この件も大体同じような回答を毎回いただいているんですが、やはり台風対策等を見ていますと、ほんとに危ない状況、係船している船においては船体自体もぼろぼろになって、いわゆる

ロープをつなぎとめているクリート自体もいつ飛んでもおかしくないような状況なんです、私が見ている限りでは。それが例えばほんとに台風中に飛んで、ほかの船に傷をつけたりだとか、あとオイルが漏れ出して港湾内全部油まみれになったらどうするのかとか、そういうこともやっぱり非常に心配しております。あと、今後やっぱり船を欲しい、自分で所有したいという村民も非常に多いわけで、その中で使ってもいない船でバースを使用しているのはいかがなものかと、どうかしていただいて私も船をとめたいという業者も非常に多いわけです。この件に関しましては、業者との懇談会と村民の懇談会とかでも話は出ていると思いますが、今年度である程度解決ができるのか、船を速やかに処分するのか、あと陸揚げの船に関しましては県の事業で廃棄処分のたしか事業もありますので、そちらのほうも活用して処分することができないか、今年度中にですね、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

最初に使っていない船の係船についてですけど、これは一応所有者にはどうしますかという伺いを立てていますが、本人は今から検査を受けて、また使いたいという一点張りなものですから、なかなか前に進まないのが現状です。改めて本人にも話をして、もし邪魔でしたら撤去するようにと話は進めてまいりたいと思います。それから陸揚げされている廃棄船の件ですけど、今調べたら沖縄県内で一事業者があつて、13艇以上あれば、いつでも電話すればリサイクル料金を払ってそういったものを処理できると伺っておりますので、その辺が経費的にも水上バイクだったら3万4,000円のリサイクル料金プラス運賃で4万幾らかかかるんですけど、その辺も持ち主に呼びかけて個人負担をさせて処理していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

よくわかりました。13艇以上集まれば、業者の方が動いていただけるということであれば、張り紙をしてでも船舶処理に困っている方ということで、ぜひ呼びかけていただきたい、村の広報紙でも構いませんので。何度か広報紙では出ていますよね、FRP船の処分に関しましては。ぜひ次年度中に、この件も自動車と同じように早目に処理をして港の適正利用ということに心がけていただきたいと思っております。以上で一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで7番 宮里祐司議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おはようございます。これから一般質問を行います。私の一般質問の通告内容は、観光産業の振興についてということで、公営企業課の船舶のほうは前から言っているのですが、経営健全化委員会というのをつくっていただいて、船舶の運営、観光にどう携わってくるかということでやってきていますけれども、何度もお願いしてはいますが、産業振興課と総務課で全くそういうのが見られないんでね、行動が。産業振興課、総務課がどう今から、この観光産業に対してかかわっていかようとしているのか、計画を立てているのか、その辺をお聞かせ願えますか。それを聞いた後に、また質問しますのでお願いします。まず総務課から。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

金城議員の御質問にお答えいたします。観光の振興という事務分掌になりますと、産業振興課が主体になって行うのは当然なんですけれども、そこは実行部隊というところだと思うんですが、総務課のかかわりとしては企画を持っているというところがありますので、アイデアを引き出すということがかかわりとして出てくると思います。一番大きなものについてなんですけれども、先ほど村長から施政方針がありましたけれども、次年度、基本構想策定いたします。その中でももちろん観光の振興というところが出てきますので、この辺でここは総務課のほうで主体的になってやりますので、いろんなアイデアをみんなが集めてもらって、どのようにして観光を振興していくかという大きな話し合いができるのではないかとこの辺で考えています。去った12月の議会でも大城議員のほうからも御質問がありましたけれども、現在、第4次座間味村総合計画の骨格ですね、これは後でおあげしますけど、A3のサイズでつくっております、この中で4つの島のうちの産業というところで、「ここにしかないおもてなしでオンリーワン観光地になりたい」というようなタイトルがありますので、その辺でこれから策定するための委員会を立ち上げますけど、その中でどのようにして観光を振興していったらいいかということを進めていきたいというふうに思います。この辺で総務課が大きな枠の中で観光振興についてもかかわれる重要な場面だと思っています。総務課からは以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

総務課が言いましたが、産業振興課は要するに実践で活動することとなっていますけど、観光の振興については官民が一体になって取り組むようにして、観光の強化を図っていききたいと思います。そのためには広報活動とか、その辺も一般の協力を呼びかけて実施していききたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務課長も産業振興課長も、やっぱり変わらない回答が返ってきたなと思いますけどね。課長は、村長の施政方針の中でもありましたように平成21年度、平成22年度は観光入域者として8万人も盛り込んだと、その中で観光振興を担当する課と他課の連携と、また連携強化を図りながら事業者等との共同した広報活動を積極的に展開するという、こうしてありますけど、これまではっきり言いまして何度も何度もこうして総務課でもうちちょっと取り組むように、総務課で企画をしてその実践部隊が逆に言えば産業振興課であり、どうしても入域者は船になりますから、船の運航についてはプロ中のプロである船舶が担当する。それは総合事務局とのやりとり等を担当するというのでやっていかなければいけないですよという話をずっとやっているんですけど、これまで全く動いてない。非常に観光客に不親切な部分があるんですよ。例えば去年、観光案内板がないということで、産業振興課長は「いや、日本語と英語と、あとハングルで案内板を今注文しております」ということがあったんですが、つい最近ですか、座間味のターミナルのところに新しいのがあります。しかし、あれ1つだけでは何の案内板にもなってないわけですよ、はっきり言って。あれで終わりなんですか、事業は。説明してください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

あれは、県の事業で県がやっていますけど、今、村としても発注して今週か来週には座間味、阿嘉、慶留間に同じ感じの多言語版を設置する予定です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

来週ですね、間違いありません、これはもういつも実施すると言っていますが、何かうちの村の場合は、例えば遊歩道の草刈り等もお願いしても、観光客がいなくなってから整備するというのが常になっていますね。ゴールデンウィークまでにやらないと何の意味もないということ、しっかり肝に銘じておいてくださいよ。お客さんがいなくなってから、オフシーズンになってから、物事を始めたらアウトなんですよ、逆にね。何のために、するのか？カラスを案内をするための看板ではないんですから、観光客ですからね。それは間違いなく。それと、看板の件も教育委員会にも前にお願ひしてあるんですが、歴史・文化等、今まで戦争に関することは沖縄県全体的に、戦争でここで何名亡くなったとか、集団自決があったとか、そういうものはあるんですけど、伝統文化というか、拝所とか、何のための拝所なんだとか、そういう文化的なものの看板が今ほとんど見受けられないんですよ。だからそういうものも観光客を、また、島の人もわからない部分が多いので、そういうものも含めて勉強できるように看板の設置を教育委員会にもお願ひしたいと思うんですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

座間味村を訪れる方に島の歴史や文化を伝えることは大変重要なことだとは思いますが。これまでも御提案のありました各種伝統行事をつかさどる場所、それから戦争の塹壕等ですね、その設置について実は平成23年度の新年度予算にもその調査をするための費用弁償等も計上しておりますので、文化財審議委員会、審議会を立ち上げてそういう中で検討し、設置に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

できるだけ早目に数多くそういうことが実施されるようお願ひします。あとは、施政方針から引用させていただきますけど、「地域の環境美化を実施する団体を対象として、環境美化活動奨励事業等を実施していく」ということでありますけれども、これも何年か前から私も阿嘉・慶留間は山に花をたくさん集落内もしようと思ひて一生懸命頑張っているんですけど、変な生きものがおって植えたら後ろから食べて来るといひのがありますね、確かに観光につなげる、一方ではあるんですよ、あの鹿もいることによつてこれを見に来る人もいるのはいるんですよ。ところが集落内とか、そういうところに入ってきてそういう悪さをするといひのは前からこれを、対策をお願ひしているんですが、全然この対策がされていないので。

それと、これは児童福祉についてといひところでも「座間味緑地公園整備におきましては、東屋の設置、植栽等を行い、安心、安全な遊び場の環境整備に努めます」といひところがありますけれども、阿嘉も緑地公園といひますか、橋の下の公園に遊具があるんですよ。でも一、二歳の子供といひのは、向こうに鹿のふんが落ちていひのはわからないで、これを口に入れようとするんです。非常にもう不衛生なところなので、子供たちが鹿のふんの中で遊んでいるような状況ですので、そこら辺も踏まえてやつてもらつていいですか。

あと、インフラ整備の中でも私は前からずっと言っているんですが、ニシ浜に行く港の中の、ニシ浜港に行く道がもう10年前から計画されているんだけど、その計画したまま実施されていないんですよ。道がないものですから、雨が降つた後なんかはもうでこぼこで泥んこのところを観光客が歩いて行くんですよ。そういうものでいいのかと。これは県の事業ですから、県のインフラの整備をお願ひしたらできると思うんですが、こつちから持ち出しするのはありませんから。

あと、座間味港の東側を舗装すると言っていますが、阿嘉島のクイーンさまみが着くところの場所というのは昔から砂だらけなんです。向こうは同じようをお願いしているけど、座間味村から申請がないということで私は何回も漁港課の人に言われているんですけどね。その辺どうですか、村長。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

クイーンのバースの浮き桟橋の背後地ですね、それと阿嘉のいわゆる東側からニシ浜に行く道への接続の部分、これに関しては先日、実は南部農林土木事務所の職員とお会いしまして、これは漁港の耐震化の話があったものですから、説明を受けながらついでにその話を伺ってきたんですけど、改めて報告しますけど今年度事業の繰越か次年度のどちらかでも予算計上しているんだと、実施しますというこの2点は県の職員から報告をいただいております。実施時期等については、すみません、ちょっと今メモをしていませんので、改めてまた御報告するということによろしいですか。とにかく近々にこの2点に関してはするという話になっておりまして、以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それと、やはり地元住民も一緒なんですけど、船に乗るときに雨が降ってもターミナルから船までずぶぬれになって乗るんですよ。何ていいますか、日よけとか雨よけとかアーケードみたいな感じのものを県と調整して、これは国庫補助事業でできるんじゃないかなど。何か渡嘉敷村は今度、平成23年度にはつくるという話なんですけど、座間味村はそういう計画はないですか。島に来て梅雨時期だけではなく、とにかく雨が降るときにぬれて乗りおりをさせるということ自体が非常に不親切なんです。その辺をどう考えているか、これは産業振興課長かな。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今のゲートの件にお答えいたします。実は去年でしたか、10月ぐらいに港湾課とのヒアリングを行ったんですけど、そのときに港湾課のほうとしましてはゲートのほうを先にやるという話がありました。平成23年度に予定はしていると言っていましたけど、その後は伺っていないんですけど、これから先にやりましょうねというお話は伺っております。これは座間味の港湾ですけど、阿嘉漁港に関しても今からこの辺のほうは一緒にできないかどうか呼びかけてみたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

県の港湾課と漁港課が管轄と思いますか、南部農林土木事務所では対応は違ってくると思うんですが、でも、やっぱりこっちからアクションを起こさない限り向こうが何々やりましょうということでは来ませんので、みずからアクションを起こしてやるようにしてくださいね。そうでないと、何にもなりません。

あと課長、これ産業振興課長に前からお願いしているんですけど、外地、空港のゲートの件ですが、向こうの空港課のほうをお願いをしてあるかどうか。私、前にも話しましたがけれども、向こうの外地の展望台というのは非常にいい見晴らしになっていて、夕日が非常によく見えるところなんです。観光の人には「夕日は向こうが一番きれいです」と案内するんですけど、夕日になる前にゲートが閉まっているので、夕日を見る

ことができないんですよ。だからもうはっきり言って詐欺みたいになってね、向こうに車とか、いろんなもので行きますと、それを見た職員から「門、閉めますけど、どうしますか」という電話がくるんですよ。これははっきり言って「夕日がきれいですよ。でも、夕日は見られませんか」と案内を私はできないんで、それで何年もお願いをしているんですけど、前からね。県の担当者は、「役場から申請がありましたら、考えましょう」と言ってくれているんです。だけど役場から全く今のところ申請がないみたいなんで、どうなっていますか、その辺をちょっと聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

空港の出入り口の件ですけど、空港もいろいろ事情があるといえますか、不法侵入とかその辺もあるものですか、一応そういった要望はしてはおりません。その辺も今から空港課と話し合いをできたらいいかなと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今まで話をしたことがないということですよ、要はね。これは話をしないと、空港もいろいろ事情があって不法侵入がどうのこうのと言うけれども、こっちがやることではないわけですよ、逆に。こっちがやることは、そこをうまく利用させてくださいと。展望台の入り口は、このゲートがあるがために早く閉鎖しないといけないということがあるわけですからね。それを何とか考慮してもらえないかという話をしに行かないといけないわけですよ。あなた今、話をしにも行ってないわけですよ。向こうが、不法侵入がどうのこうのとか言ったところで、あなたはその現場を見たことがありますか。あれは子供でも逆に言えば跳び越せるような高さなんですよ。だからあれを移動することによって、不法侵入がどうのこうのというのは関係ないわけですよ。あなたが不法侵入のことを心配する必要はない、これはちゃんと県のほうで対策しますからね。問題は、うまく観光産業に活かせるところがあるのに、それを閉じてしまっているということが問題であるんであって、あなたはそれを何とかできませんかと、お願いしに行くんですよ。そういう計画はありますか。私はもうこれを3年間言い続けてきている、はっきり言いまして。3年間言い続けて、前に一歩も進んでいないというのはどういうことなのか。何のためにあの展望台をつくったのか、あれは観光産業に生かすためにつくったはずなんですよ。それを見に行けないように閉門するということは、おかしな話でね。いつごろ県に行かれるか、ちょっと自分の構想だけでもいいですから答えてもらっていいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

金城善昇議員の質問に対してお答えします。県の職員にはお話をしたんですけど、正式には要望はしていません。今後その辺ができるかどうか、県の空港課にも行って話してみたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

早急にこれも何といたしますか、ゴールデンウィークからお客さんが来ますので、その前に対策をとるようにしてください。また、オフシーズンになってからやったら困りますよ。

あとは、これは前にちょっと聞いたんですが、阿嘉の展望台が全く利用できないという状況になっているということで、私も1回上ろうと思ったんですけど、何かけもの道になっている場所と、あともう1カ所は上っても何も見えない、周辺の木が高過ぎてですね、何か松の観賞会じゃないので、その辺は景色が見えるように、展望台から海が見えるような施策ですね、造林事業じゃないですけど、そういう対策をシーズンに入る前にぜひお願いしたいと思っておりますけれども、何かできそうですか、その辺ちょっとお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この辺は点検して、できるだけシーズンに入る前にできるように検討したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

また、これも施政方針の中にあるんですけど、「多言語パンフレットの作成、展望台等のトイレの清掃が十分に行えるよう、所要の予算を計上しております」とあるんですが、実際、阿嘉島にも山の上に2カ所ほどトイレがありますけれども、トイレの中に入っていけないんですよ、周辺に草が生えてね。それと今の時代にそぐわない状態、特にあのトイレがですね。どこの国のトイレなのかと、日本の国じゃないなと思うぐらいの状況なんで、その辺もちゃんとしないとお客さんにトイレはありますよ言っても使えない状態だったらどうにもならんわけですよ、これ。トイレがない国から来ている人たちだとその辺でもやると思いますが、文明国ではそうはいかないと思っておりますよ。最近ヨーロッパから見られるお客さんがかなりふえていますので、その辺もしっかり考えて。多言語パンフレットの作成というのは去年も私、予算審議の時に話したんですけど、国交省の観光関係で補助金がありましたよね。そういうものをつくるの、要するに観光に関してリーフレットをつくったり、立て看板をつくるための予算が、ハード・ソフト両方使えるように何百万円かずつの補助金はもらえることになってきたんですけど、それを今度使われる予定なんですか、それとも単に一般予算からつくるとい感じなんですか。この補助金利用されますかされませんか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

パンフレットに関しては、補助金じゃなくて一般予算でやる予定になっております。看板については、補助で実施しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

とにかくここは観光でもっている島だから、観光客にほんとの意味で優しい案内のやり方とかそういうものがないとどんどん減りますよ。村長がおっしゃっている施政方針の中にもあるように「また来なくなる島」ではなくなってしまうですよ、今、はっきり言って。観光客は、何もしなくても来るものだとか皆さ

ん思い込んでいる節があるんでね。そうじゃないんですよ、そういう観光地にも皆さんも行くこともあると思いますよ。行った場合に、自分の村には何が不足しているんだと、そういうものを感じてもらわないと。感じて戻ってきて、はっきり言ってそれを生かしていくというふうにして。だから先進地視察しても、戻ってきてそれを生かしきれなかったら何の意味もないんでね。観光地に、御自分のお金と休みを利用して、どこかすばらしいところに行って楽しんで帰ってきて、それをまた生かしてもいいんじゃないですか。

あと、さっきもちよっと話したんだけど、花いっぱい運動とか、いろいろ今進めていますよね。これは、先ほど私、話しましたが、阿嘉島で苦勞していることが座間味で起こることが予想されるので、その前に対策してくださいよ。集落内、山、全部花がなくなりますから、あと5年もしたら。それは前もって対策してください。今からやらないと遅いですよ、5年間ほっといたら。野菜もなくなれば、花もすべてなくなります。これは観光には確かに生かせるんですよ、この動物は。でもそういう被害を受けないところに、1カ所に押し込むようにしないと阿嘉島みたいにふえすぎてから対策しようとしてもだめですからね、はっきり言いますよ。後で予算の中に多分、その中でも質問が出ると思うんですが、教育委員会からも阿嘉の学校の門扉をつくるという、あれも子供たちが一生懸命花を育てようとするんだけど、夜、角の生えた夜学生が来るものですからね、それが全部持って行っちゃうんです。そういうことが座間味でも起こり得るので、観光は観光で生かしてもいいんですけど、でもその前に対策を今から講じておかないと、せっかく協力して花いっぱい運動をしても、環境美化しても鹿が全部その辺にふんをして、子供たちも遊べないような状態になったらそれはアウトですので、それは今から対策をお願いします。観光客は観光客で、その辺の浜に座ってもダニが落ちているものですから、ダニにかまれないように今から施策しないといけないですよ。

それでもう一つだけ、エコツーリズム推進法は、私たちははっきり言って渡嘉敷村も座間味村も、両村でこれまでエコツーリズムまで持ってくるまでにダイビング協会とかの、オニヒトデの駆除から始まって十何年かかっていますよ。だから、こういうものを逆に生かして、エコツーリズムを活かし、要するに付加価値の高い観光財産として残しながらやっていくためには条例を早く設置していただいて、6月には提案してもらいたいぐらいなんですよ、逆にね。そうやって付加価値をつけることによって入場制限もありますけれども、これは自然環境を守りながらですから、この付加価値があるということは絶対見たいというふうにして、人間の心理がありますからね。絶対見たいということで逆に観光客は、私はふえるものだと考えております。だから遅くても9月までには…、いや臨時会でもいいですよ。できれば6月がいいんですけどね、早目早目にやっていかないと、どんどん沖縄本島のほうに今、全部客はとられています、みんなね。それを何とかここに呼び戻さないといけないので、このエコツーリズムの条例は早目に条例化をお願いします。それが逆に言えば、こっちに今まで来たお客さんのその気持ちがふるさと納税なんかにもあらわれていますので、そういう人たちにこたえるためにも早く条例化して環境整備にも邁進してもらいたい、一緒にやっていきたいと私は思います。以上で私の質問は終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで金城善昇議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私の一般質問に入る前に、去った12月議会の一般質問の広報ざまみへの掲載原稿の校正が、12月議会で一般質問した議員の前に配られているんですね。何を言いたいかという、評価をしたいと思います。私の質問の中で、農業振興策、どういった支援をするかというようなことで、例えば堆肥の一部助成とか、そういったのは考えられないかということを質問しました。先ほど村長の施政方針の中で、いわゆる「負担軽減策として、肥料等の船運賃の助成を行い、一次産業の活性化を図ってまいります」と、非常に担当課長、

村長ありがとうございました。これでまた私も戻って、すばらしい行政だということで評価して、吹いて回りたいと思います。

さて、一般質問を今回は3点ほど挙げております。とてもスムーズなやりとりができるように想定していますので、よろしくお祈いします。1つ目は、観光振興策についてということで観光案内所の運営について、もう一つは同じく観光振興策についての中で、先ほど同僚議員の金城善昇議員がさわっておりましたエコツーリズム推進法に基づく取り組みについて、もう一つは教育委員会に関連すると思います。歴史資料館構想の取り組みについてということで、この3点を質問させていただきます。

まず1つ目、①観光案内所の運営について。観光案内所は、平成23年度で終了する「ふるさと雇用再生特別交付金事業」により、今年度（22年度）までを、これは途中からだと思うんですけども、村商工会が運営していると伺っております。さて4月1日以降の平成23年度、または翌年度、平成24年度以降の運営について、なぜ翌年度かと言うと、この事業が平成23年度で終了すると聞いていますので、この平成24年度以降の運営について村の考え方をお伺いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

大城晃議員の質問に対して、お答えします。平成22年度より観光案内所は、沖縄県雇用再生特別交付金事業で受け、座間味商工会へ観光支援事業として委託をしております。平成23年度においても商工会に委託を予定しております。平成24年度以降には、関係機関と話し合いながら継続を考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

平成23年度、商工会とは確約はとれているんですか、そして今の答弁の平成24年度以降継続をしたいということは継続を商工会とは、商工会の本音がどうであるかというのは伺っているんですか。それで平成23年度は、もちろん交付金があるのでこれからお願いして、継続ができるかできないかはいい方向で検討は思うんですよ、平成22年度の実績があるから。ところが平成24年度その交付金が、事業が終わったときに向こうが丸々負担するのか、それもそういうわけにはいかないと思うんですけど、どういった財政の手当てをして、それから事務的仕組みも含めてある程度オーバーラップして投げていたほうがいいのか、それともほかの機関でやるのかということを含めてどう検討されているのか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

平成23年度においては、商工会とは話は行っております。商工会の委託はやるという話は聞いております。平成24年度以降については、商工会とも話はしたんですけど、商工会としては未定というか、その辺の話は平成23年度に詰めながらじっくりやりましょうということで話を伺っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

近年ほんとに観光客が激減して、その観光案内所というような役割を持っているホエールウォッチング協会、さきおととしからおととし、おととしから去年と予約者数が対前年比78%とかなり落ち込みもしてまして、ホエールウォッチング協会の中では今後組織をどうするかということで、去年から観光案内所がそ

ういった状態というのをわかっていたし、ホエールウォッチング協会もこの先どうなるかというのが危ないような状況だったので、そもそもホエールウォッチング協会は年中オープンしていたほうが冬のいわゆる戦略としてやりやすいんですね。それで今、商工会に委託する以前からホエールウォッチング協会と観光案内所を合体したらどうかとか、それかNPOにするかなとかいろいろ検討していたんです。なぜNPOにするかというのは、例の鯨のID調査、これは沖縄県でもこししかやっていなくて、貴重ないわゆる社会貢献事業でもあるんです。そして昨シーズン終わった時点で957頭の尾ひれIDを持っているんです。そういったものから、絶対つぶしてはいけない団体だと、そして創立以来20年間これまで冬の観光の目玉として牽引していた責任もあるしということも含めてホエールウォッチング協会なりで今、経営改善検討委員会というのを立ち上げて検討しているんですね。それで観光案内所と抱き合わせてやって、冬だけホエールウォッチングの部会を、船長とか山の担当を盛り込んでみんなで、もちろんの夏の観光、冬の観光、すべて村の観光を構築していかないといけないんじゃないかなということでも検討をしているさなかです。そこで、要はなぜホエールウォッチング協会の存続が危ないかということ、客が激減していく中でぴーぴーしているんですよ、台所事情が。そこでいずれにしても平成23年度で、この観光案内所が交付金事業でやっている間にオーバーラップして、そういったほかの団体と合体して、もちろんダイビング協会もいろいろありますよ、村内のいろんな関係団体と協議合併して、一つの組織として検討する価値はないかどうか、御意見を伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。平成23年度は商工会に委託するとしまして、平成24年度以降は商工会とか、ウォッチング協会、平成23年度事業を行っている最中にその辺の話を持って、できるかどうかその辺は検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今、平成23年度は可能性があるといったその商工会の中でも、平成24年度以降をどうするかというふうな多分大きな地震ではなくても余震ぐらいは出ていると思うんですよ。そこで、その商工会の中で、商工会に確認してそういったものも含めて検討させていただくよう行政からてこ入れをしていただきたい。ホテルで言えば一つのインフォメーションが座間味村の観光案内所になるので、むしろこれ以上の力をつけて、これを機会にですよ、ピンチはチャンスとよく聞きますけれども、これを機会にいい観光案内所に育てていったらなと思いますので、ぜひ御指導、それからてこ入れをお願いしたいと思います。村長に最後に意見を伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

産業振興課長の答弁と一緒になるかもしれませんが、私もずっと続けていく上ではどうしていくかというのは、やはり考える必要も全くないとは思っておりませんでした。財源に関しましては、平成24年度以降新たな補助制度が今の時点では探せていないではありますけど、できるだけいい補助制度がないのかというのを探しながら、あるいは一般財源を充てるというのも十分視野に入れてこのインフォメーションの部分というのは大切にしていきたいと思っております。ホエールウォッチング協会にしても、観光案内所にしても

先ほどから話が出ているようにいろんな場所から発信をするというのも一つの考え方かもしれませんが、座間味村を一つで売るということで考えたら窓口一つというのも十分あってしかるべきだと思っております。商工会のほうには、組織の中にはたしか観光推進委員会でしたか、という何か委員会もあると聞いておりますので、その御意見等も拝聴しながら、あるいは商工会自体と共同でまた相談をさせていただいて、これからのインフォメーションのあり方といいますか、観光情報の発信の仕方というのは常に考えさせていただきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

やっぱり村全体の観光を支えていくにはこれを機会に、ほんとにいい取りまとめが必要だと思っておりますので、よろしく願います。これで1点目は終わりたいと思います。

2点目、エコツーリズム推進法に基づく取り組みについて。去る2月24日の沖縄タイムスによると、これは24日、私はネットで見たんですけども、9時22分のネットで配信されておりました。「座間味・渡嘉敷両村のエコツーリズム推進協議会合同総会が22日、座間味離島振興総合センターであり、「慶良間地域エコツーリズム推進全体構想」を承認した。今後、エコツーリズム推進法に基づく国の認定申請の手続きに入る」と、掲載されていましたが、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

大城晃議員のエコツーリズムに対する取り組みについて、お答えします。去る2月22日は座間味・渡嘉敷両村エコツーリズム推進協議会の総会が行われました。内容については、役員改選、全体構想の表現、誤字・脱字の修正報告を行い、両村のエコツーリズム推進協議会において全体構想を承認いたしております。今後については那覇自然環境事務所を経由して、国に認定申請を行います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

ありがとうございます。以前、慶良間サンゴ礁保全利用部会とか、いろいろ会議がありまして関係する組織がたくさんできていました。その中で、エコツーリズム推進協議会の中にダイビング部会が中心になり、いろいろ条例案までとんとんで来ていたような経緯があります。たしか2008年だったと思うんですけども、その後途絶えていたという原因は何でしょうか。いわゆる両村の仲が余りよくなかったのか、行政が滞っていたのか、それとも今言っていた那覇自然環境事務所が人が変わってうまくできなかったとか、我々は先ほど同僚の金城善昇議員が触れていましたけれども、あのときとんとんまで行って条例案まで、実は私、預かっているんですけどね、それでこれは行くぞ行くぞ、国で第1号になるんじゃないかなということだと思っていたら、埼玉県に何とか村が第1号になりというような経緯があるんですけども、去った26日に鯨と語る会（くじらカフェ）でも兼元さんという基調講演の方が、やっぱり彼らも座間味ファンとして第1号を望んでいたということでこれは終わった話ですけど、埼玉県に第1号を譲られたと。ところが、ここまで行ったというのに、かなり世間が注目していたと思うんですけども、どうしてこの3年近く停滞したのか、もしわかればその理由をお聞きしたいと思いますけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この間、那覇自然環境事務所と慶良間サンゴ礁保全利用部会の渡嘉敷、阿嘉にもあるんですけど、その辺でやりとりは行っていました。その中で結構話をやっていたんですけど、どちらが忙しくて進まなかったかわからないんですけど、一応その辺のやりとりは何回かやってはありました。進んでいるかどうか状況がそのときに何か難しい問題が投げられたか、多分そのときに事務局とかその辺が食い違いがあって、その辺で修正をやっていってなかなか話がつかなかったのではないかなと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

余りよくわからないですけどね。先ほどの説明、私が言っていたのを繰り返すと、座間味村、座間味・阿嘉両ダイビング協会の中でダイビング部会の事務局を設けようとしていた動きがあります。ところがエコツーリズム推進会議という大きな枠の中で、このダイビング部会とは別にですよ、もっと大きいですよ、エコツーリズム推進会議としての事務局はどこにあるんですか。渡嘉敷・座間味エコツーリズム推進協議会の事務局はどこにあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

エコツーリズム協議会の事務局は座間味村役場に置いております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私、エコツーリズムに反対じゃないので別に足を引っ張っているわけじゃないですけど、今後、この新聞にも両村長がいろいろ観光についてメリットがあれば前向きに取り組んでいきたいとしゃべっているので、もし座間味側に事務局があれば、もちろん村民とのコンセンサスも大事ですけども、できるような会員もつくって早目に乗かっていって、これが観光のステータスのアップにつながるんだったら、そのエコツーリズム、そして先に見える国立公園化、これも座間味村というそのブランドを高めるための一つの策だと思いますので、もちろん100、200人賛成だとは言わないと思いますけれども、座間味村が事務局であるということなので、ぜひ渡嘉敷を引っ張っていくぐらいの構えで取り組んでいったらと思います。頑張ってください。

3点目、これは教育委員会でもよろしく願います。歴史資料館構想の取り組みについて、歴史資料館は郷土の歴史を伝える地域の財産であり、村の歴史を古来から未来につなげる大事な教材だと思います。本村において、郷土資料館あるいは歴史資料館がない現状をどう認識していますか。また、今後の展望についてお伺いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

お答えします。歴史資料館につきましては、座間味村の自然・歴史・民俗文化をわかりやすく紹介する文化施設として必要と認識しております。島の歴史・文化の継承と村民の郷土に対する認識を深めることは大変大事なことでと思います。整備については今後、財政状況も勘案しつつ資料館建設に向けた調査や事業計画書等を作成し、取り組んでいきたいとします。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この辺の近隣の離島市町村、結構取り残されているような感じがするんですよ、座間味村ですね。それで、近隣の市町村の状況は把握できていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

近隣市町村の状況について、例えば渡嘉敷村の場合ですと民俗資料館と、それから粟国村の場合だとふるさと資料館、渡名喜村の場合は公民館と併設でやっているようなんですけど村立の歴史民俗資料館というふうに、近隣市町村はそういう歴史資料館の施設が整備はされているようです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ありがとうございます。実はきのうもコンベンションビューローから講師が見えて、沖縄・座間味の歴史、そして身近な観光資源を見つけようというようなテーマで観光基礎セミナーというのがありました。きょうは阿嘉でやっていると思います。きのうの日程からいうと、クイーンさまみで来て午前中は座学、午後からフィールドワークということだったんですけど、あいにくクイーンが欠航で午後から座学だけで終わったんですね。外からの先生の話なんですけれども、座間味村の歴史やガイドングについて非常にいい勉強になりました。むしろ参加者が少なく非常に心残りがある、もう一回やってくれないかなというような話もあったんですけども。ちょっと私の準備している資料を読み上げると、これ関連するのでさっきの観光基礎セミナーの話をしめすと「歴史を振り返り、先人の英知に学ぶことは郷土に愛着と誇りを持つこととなり、また、歴史は生涯学習を含め、まさに求めてやまぬ人間の探究心そのものとも言えます。御存じのとおり本村は、14世紀に始まった沖縄と中国との交通進貢船が航海するようになってから進貢船の船頭を数名出しており、沖縄の船頭で久高と座間味村が突出しているらしいです。また阿護の浦には、唐船グムイと呼ばれる船べりの跡が残っております。さらに明治34年、今からちょうど110年前の1901年、初代村長の松田和三郎が鰹漁業を創業し、以後昭和51年までの約4分の3世紀、村民の生活を支えるとともに沖縄全土に鰹漁を広めております。明治初期から第二次世界大戦前までは屋嘉比島及び久場島にて銅鉱物を採掘、さらに去った大戦では昭和20年3月26日、米軍最初の上陸地として集団自決者を含む多くの犠牲者を出した悲しい事実など、本村には海に囲まれた島々の立地条件ゆえに他の市町村に比べ独特の歴史を背負ってきています。そのような歴史にまつわる生存する体験者や目撃者の証言、そして行政や議会等に残る公共的・財政的記録、または民間の建築物や美術工芸品、埋蔵物、生活用品など、さらに集落や産業・交通・文化等、先ほど課長おっしゃっていましたように多岐にわたる郷土の宝があります。私たちには、それらを守って未来に伝えていく役目があります。ただ、ここで残された、いわゆる集約されていないものですから、いろんな人がいろんなことを今しゃべっていて、ちょっと怖いのは事実がゆがめられる可能性もあります。できれば早目に同じような規模の近隣市町村にも、先ほど把握しているとおっしゃいましたように一度失ったらもう二度と手に入れることはできませんので、村の財産、貴重なこの資料等を早目に収集し展示できるように、もう一度課長、決意をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

先ほども申しましたけど、やっぱり島の歴史・文化を伝えるということは大変重要なことだと思いますので、ぜひ資料館の建設に向けて、整備に向けては進めていきたいなと思います。その際には、そういう委員会等を立ち上げて進めるわけですけど、一緒になってその委員会設立に向けて立ち上げをお願いしたいなと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほど来しゃべっているきのこの観光セミナーの中でも、外部の講師が座間味村の歴史、いわゆる船頭の話とかやっていたので、もちろん地元の人たちが恥ずかしい思いをしながら勉強になったんですけど、これがふだんから展示・紹介されていると、私たちもそれがいいから勉強不足とは言っていませんけどね、そういうのを活用できたらと思います。そして一つは観光施設として雨天時とか、貴重な観光の一つの施設になると思いますので、ぜひ村長、総合計画の中にこれも盛り込んでいただきたい。総合計画が走る前に大体教育委員会のほうで早目に委員会を立ち上げてやる、各村に点在していると思います資料収集をできるような委員会を立ち上げて、村長と教育長の任期中には何かこの展望が示せるような形でお願いしたいと思います。村長、ひとつまた意見をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。ただいまの御提言は、ほんとに必要だと私ももちろん考えております。先ほどのお話ありがとうございました総合計画の中にも「人」というところで「郷土愛あふれ人の力が生きる島」というところの中の一つとして「未来へ伝える地域の歴史・文化」ということで項目立てされてはおりますし、また私も公約の中でもそういうのが必要だというふうに訴えてまいりました。あるいは役場職員時代に小笠原のほうへ出張に行った際もビジターセンターというのがございまして、それは東京都が設置及び管理もしている場所なんですけど、そこは歴史であったり文化、いわゆる自然環境がわかるような建物となっておりましたので、それはすごい一つのモデルのケースじゃないかなと思っております。ぜひ私もできるだけ早い状況で、これがつくれるような環境をつくるために、まずは財政の健全化を図っていきたくて思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

もう一度言いますと、一度手放された失った資料は元に戻りませんので、一日も早いこの建設ができるように望んでこの質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで大城 晃議員の一般質問を終わります。

時間が迫ってまいりましたので、午前の部はこれで終了したいと思います。午後は1時半より金城弘昭議員の一般質問から開始いたします。以上で午前の部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。5番 金城弘昭議員。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

午後一で私のほうから一般質問をさせていただきますけれども、食事の後ですので眠たいかもしれませんが、そんなに時間はかからないと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。私のほうからは、しーぶん商品券事業についてお伺ひしていきたいと思ひます。ひとつよろしくお願ひします。この件につきましては、12月の定例議会におきましても私のほうから一般質問を出させていただいたわけですが、12月当時では事業が事業終了後で間もないために期間がないということで執行部側からの詳しい結果報告を聞くことができませんでしたので、それで今回改めて再度お伺ひさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願ひします。一つ一つ項目を、3項目に分けてお聞きしていきたいと思うのですが、今、総務課長のほうからしーぶん商品券事業のアンケート集計ということで資料をいただいているんですが、まだちょっと詳しく目を通してないので私のほうから一つ一つ追って聞いていきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。まず、しーぶん券事業の目的について再度お伺ひしていきたいと思ひんですが、あくまでもこれは私の考えなんですが、ここ最近、先ほど村長の施政方針の中でも観光客に対しては2年連続で減少していると、その中でまた特に宿泊客も減ってっていると。それに対して逆に日帰り客のほうもちょっとずつふえてきていると、でも宿泊客が少なくなっているという観点の中からこういうしーぶん券事業を盛り込んで、できるだけ1人でも2人でも、1泊でも2泊でもということも多くしようということの考えの中でやってきたのではないかなというふうに私は思っております。自分はそういうふうに思っているのですが、それ以外に執行部側としてのもっとほかに大きな目的があれば、考えがあればお伺ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。今、金城議員がおっしゃった見込みのとおりです。これが一番大きな目的です。ここ2年間、沖縄県内でもすかね、ちょっと観光客が減ってしまして、国のほうから経済対策という形でたくさんのお金をいただいたりしているんですが、やっぱり国頼みだけではなくて村としても単独での経済対策を打つべきだろうということで端を発して行ったのが今回のしーぶん商品券事業ということになります。さらに、やはり来るからには泊まっていただくというのが一番経済効果もありますので、今回は宿泊客に限りこの商品券をお配りしたということでございます。おおむね金城議員がおっしゃったとおりの目的に間違いはないと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございました。目的に対して私の考えと執行部側の考えは大体一緒だということに一応確認できましたので、次に進めていきたいと思ひます。

次、2番目に商品券の換金率というんですか、500万円の予算でといいますと1枚1,000券になるんですか、そうしますと5,000枚の券を配られたと思うんですが、この事業終了後の換金率というんですか、枚数というんですか、その辺を数字的なものが出ているのであればどのぐらいのパーセンテージで換

金できて残がどのぐらい残っているか、その辺を数字的にお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。枚数が500万円で1万枚になるんですか、座間味・阿嘉で分けた数字がありまして、換金額が座間味が280万7,500円、阿嘉島のほうが178万1,500円、トータルしまして458万9,000円を換金しています。率にしますと、約92%の換金率です。残り40万円余りは、きょう現在換金されておりません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

換金率が92%ということで、そして残が40万円ということですけど、一応全部配られているわけですから、この後に残った券がありますよね、これも締め切りは終わって換金はできないということですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

まだ換金は受け付けております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。座間味のほうで280万円、細かい数字は抜きますけれども、阿嘉のほうで178万円、合計458万円ということで91%の換金率ということで説明がありましたけれども、もうちょっと詳しくお聞きしていきたいのですが、加盟店には民宿、スーパー、ダイビングショップ、食堂とか土産店とか、いろいろございますけれども、その辺の詳しい内訳とか出ているんだったらお聞きしたいんですがいかがですか、もし出ていなければ後でも構いませんが。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

ここに換金の一覧が実はあるんですけども、ちょっとこれはその業種ごとに分けてないものですから、後ほど資料として提供させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。この項目的に出てくれば、結構どういうところでどれぐらい使われて、民宿でどれぐらい使われているというのは分析してある程度わかるものですから、ぜひ後でいただきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

次は、このしーぶん券の事業を行った結果、こういう集計表が出ているんですが、これの説明を受けながらどのぐらいの効果がほんとにあったのかどうか、なかったのか、そしてどういう反省点があるのか、こういうふうに資料をもらっていますので、ひとつ説明よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

では、先ほどお配りしましたアンケート集計をごらんいただきながらお話をしたいんですけども、今回95件の加盟店が村内にありまして、回答は25件でした。率にして26.3%というちょっと少ないような気はしております。質問というかアンケート内容は5つ、最後のほうまで自由意見ということで6項目に分けてあるんですが、金額について「500円券2枚はどうでしたか」ということについては「適当である」ということで80%の回答をいただいています。次に「実施時期」なんですけれども、「適当である」ということで36%、「検討が必要である」ということで52%、「回答なし」が12%ということで実施時期については、もし継続するのであればやはりここは再度検討する必要があるのかなというふうに考えております。次に「利用されたお客さんの反応はどうでしたか」ということなんですけれども、総じて全体的には金券をもらえるわけですから、「うれしかった」とか「得した気分になった」とかという意見が多かった一方で、「こういうばらまき政策ではなくて、もっとほかに使い道があるんじゃないですか」というような意見もありました。あと、4点目の質問は「観光振興・地域活性化の狙いは達成できたのか」、これが一番大きなところだと思うんですけども、「おおむね達成できた」というのと「達成できてない」というのが44%ずつということで、これは今回新たな試みでもありますし、この効果がどういうふうにあられるかというのはこれからまた出てくるのかなという気もしております。次に平成23年度以降ですけども、「来年度以降も継続した方がよいか」というような問いに関しては「継続したほうがよい」という答えが56%、しないほうがよいという「いいえ」の意見が20%ということで、継続したほうがよいでしょうという御意見が多く寄せられております。最後に6点目の、これは自由意見ということなんですけれども、しーぶん商品券に限らず村の観光振興、経済対策を目的とした提案があれば自由に記入してくださいというような形で御意見をたくさんいただいております。これに関しては、やはりしーぶん商品券もそうなんですけれども、役場で考える観光振興と皆さんがどうしているかということの意見を集めるために非常に有効だったなというふうに思っております。簡単ですけども、集計結果についての御説明を終わります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

どうも、ありがとうございました。この資料を今すぐ見て、私個人的にもどういうふうな形で集計してどのぐらいの成果があったということで、今すぐ私のほうもちょっとわかりかねますけれども、このしーぶん券事業につきまして私も個人的に地域の方々、そして加盟店から、そして個人的にちょっとずつ聞きながらアンケートをとって見たんですけども、確かにここに出ていますように半分半分でございます。ただ、一番多かった意見は、これは補助事業ではないわけですから一般財源から見積もって出している事業なものですから、地域住民全体から言わせればすごい不公平さがあるというふうな意見が正直多かったです。このようにもうかるところはもうかって、もうからないところはもうからない。確かに観光振興のためにはこういう事業がすごい必要だと思うんですよ、自分も。その中で、やはりこういう民宿とか、ダイビングとか、そういうのもすごい必要なことではあるんですけども、ただ一つ不公平さが、物すごい大きな差があるというふうに地域からの意見が多く聞こえました。やはり500万円、600万円という予算というのは一般財源からこれだけ出すわけですから、あくまでこれは私の考えなんですけれども、500万円、600万円の予算であれば観光美化整備とか、いろんなものが。例えば50万円、100万円、200万円ぐらいの中で、いろんな地域の5部落合わせて、ちょっとした事業が結構できるものがあると思うんです。これはあくまで私の考えなんですけれども、だからその優先順位から考えても、もうちょっとやはり執行部側も吟味して

いただいて、計画を練って、そしてまた地域住民の意見も聞きながらやっていたかかったなというふうには私は個人的に思っています。これから、ちょっと予算書を見たんですが、その中に少し入っているような気が、ありましたけれども、その予算書の中でまたいろいろたくさんの意見が出てくるとは思うんですけども、ぜひその辺はこれからまたみんなで吟味していきながら、真剣に考えて観光産業のために活躍していただければいいなと思いますけれども、これから観光振興のために、このしーぶん券事業がほんとにこれから活用できていくものなのか、そして今後この資料を見て反省するときには反省して、生かすものは生かして今回の事業に結びついて持っていけたらいいなと思います。私のほうからは以上です。一般質問、終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで金城弘昭議員の一般質問を終わります。

議事を進めます。日程第7. 議案第1号 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第14号 平成23年度座間味村航路事業特別会計予算についてまでの提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは、議案の説明をさせていただきますが、今回は補正予算とそれから新年度予算になっております。詳細につきましては、前回行われました全協の中で説明をさせていただいておりますので、私は表と、それから提案の中身のほうを読ませていただきたいと思います。

議案第1号

平成22年度座間味村一般会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成22年度座間味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,526,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第3表 繰越明許費」による。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
9 地方交付税		848,015	13,773	861,788
	1 地方交付税	848,015	13,773	861,788
11 使用料及び手数料		49,748	96	49,844
	2 手数料	4,039	96	4,135
12 国庫支出金		24,810	41,982	66,792
	1 国庫負担金	17,342	25	17,367
	2 国庫補助金	4,654	41,957	46,611
13 県支出金		80,076	307	80,383
	1 県負担金	11,551	12	11,563
	2 県補助金	38,493	295	38,788
15 寄付金		2,620	300	2,920
	1 寄付金	2,620	300	2,920
19 村債		61,314	153,400	214,714
	1 村債	61,314	153,400	214,714
歳入合計		1,316,169	209,858	1,526,027

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		264,937	16,772	281,709
	1 総務管理費	232,082	16,772	248,854
3 民生費		129,704	13,171	142,875
	1 社会福祉費	108,423	1,621	110,044
	2 児童福祉費	21,267	11,550	32,817
4 衛生費		156,667	8,263	164,930
	1 保健衛生費	118,641	4,203	122,844
	2 清掃費	38,026	4,060	42,086
6 農林水産費		67,752	3,150	70,902
	3 水産業費	30,125	3,150	33,275

款	項	補正前予算額	補正額	計
7 商 工 費		41,167	283	41,450
	1 商 工 費	41,167	283	41,450
8 土 木 費		115,670	1,650	117,320
	2 道 路 橋 り ょ う 費	20,880	1,050	21,930
	6 住 宅 費	1,976	600	2,576
9 消 防 費		5,218	5,260	10,478
	1 消 防 費	5,218	5,260	10,478
10 教 育 費		152,736	7,430	160,166
	2 小 学 校 費	29,269	1,900	31,169
	5 社 会 教 育 費	2,888	5,530	8,418
12 公 債 費		300,342	153,879	454,221
	1 公 債 費	300,342	153,879	454,221
歳 出 合 計		1,316,169	209,858	1,526,027

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
沖縄県市町村振興資金 (起債の借換)	千円 0	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構、沖縄振興開発金融公庫、縁故(民間)銀行等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。	千円 153,400	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構、沖縄振興開発金融公庫、縁故(民間)銀行等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	書庫修繕事業(きめ細やかな交付金)	2,100
2 総務費	1 総務管理費	公共施設修繕事業(きめ細やかな交付金)	2,100
2 総務費	1 総務管理費	地域美化事業(きめ細やかな交付金)	2,100
3 民生費	1 社会福祉費	平和の塔整備事業(きめ細やかな交付金)	1,050
3 民生費	2 児童福祉費	座間味緑地公園整備事業(きめ細やかな交付金)	11,550
4 衛生費	1 保健衛生費	簡易水道事業特別会計繰出金(きめ細やかな交付金)	1,900
4 衛生費	1 保健衛生費	座間味診療所車両購入事業(きめ細やかな交付金)	1,520
4 衛生費	2 清掃費	塵芥車両購入費(きめ細やかな交付金)	5,000
6 農林水産費	3 水産業費	漁業集落排水事業特別会計繰出金(きめ細やかな交付金)	3,150
8 土木費	2 道路橋りょう費	街灯設置及び修繕事業(きめ細やかな交付金)	1,050
9 消防費	1 消防費	消防自動車車庫整備事業(きめ細やかな交付金)	1,580
9 消防費	1 消防費	救急(福祉)車両購入事業(きめ細やかな交付金)	3,680
10 教育費	2 小学校費	ケラマ鹿進入防止策工事(きめ細やかな交付金)	1,900
10 教育費	5 社会教育費	学校図書充実事業(住民生活に光をそそぐ交付金)	3,870
10 教育費	5 社会教育費	地域文庫図書充実事業(住民生活に光をそそぐ交付金)	1,660

議案第2号

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度座間味村の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 繰越金		1	166	167
	1 繰越金	1	166	167
6 諸収入		7	4	11
	2 預金利子	1	4	5
歳入合計		76	170	246

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 諸支出金		4	170	174
	2 諸支出金	1	170	171
歳出合計		76	170	246

議案第3号

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 繰入金		95,918	1,900	97,818
	1 繰入金	95,918	1,900	97,818
歳入合計		172,117	1,900	174,017

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業費		74,654	1,900	76,554
	1 営業費	74,654	1,900	76,554
歳出合計		172,117	1,900	174,017

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 簡易水道事業費	1 営業費	座間味浄水場活性炭取替事業 (きめ細やかな交付金)	1,900

議案第4号

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成22年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 繰入金		26,075	3,150	29,225
	1 繰入金	26,075	3,150	29,225
歳入合計		30,360	3,150	33,510

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		15,368	3,150	18,518
	1 漁業集落排水事業費	15,368	3,150	18,518
歳出合計		30,360	3,150	33,510

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 漁業集落排水事業費	1 漁業集落排水事業費	阿嘉浄化センター修繕事業 (きめ細やかな交付金)	3,150

議案第5号

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
6 繰越金		1	394	395
	1 繰越金	1	394	395
歳入合計		5,148	394	5,542

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,839	394	3,233
	1 農業集落排水事業費	2,839	394	3,233
歳出合計		5,148	394	5,542

議案第6号

平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

平成22年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ594,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年3月8日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		348,376	5,116	353,492
	1 旅客費	5,258	△700	4,558
	5 燃料潤滑油費	120,366	5,416	125,782
	9 船費	214,282	400	214,682
2 営業費用		125,535	△5,116	120,419
	3 船舶備船料	55,100	△2,812	52,288
	5 店費	67,522	△2,304	65,218
歳出合計		594,153	0	594,153

続きまして議案第7号です。これから議案第14号までが、新年度の当初予算案となっております。

議案第7号

平成23年度座間味村一般会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村一般会計予算

平成23年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,257,133千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		70,624
	1 村 民 税	25,778
	2 固 定 資 産 税	38,131
	3 軽 自 動 車 税	2,130
	4 村 た ば こ 税	4,585
2 地 方 譲 与 税		8,512
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,401
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	6,109
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		243
	1 利 子 割 交 付 金	243
4 配 当 割 交 付 金		29
	1 配 当 割 交 付 金	29
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		47
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	47
6 地 方 消 費 税 交 付 金		10,301
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	10,301

款	項	金額
7 自動車取得税交付金		1,643
	1 自動車取得税交付金	1,643
8 地方特例交付金		4,272
	1 地方特例交付金 (児童手当特例交付金)	4,271
	2 特別交付金 (減収補てん特例交付金)	1
9 地方交付税		794,353
	1 地方交付税	794,353
10 分担金及び負担金		48
	1 分担金	1
	2 負担金	47
11 使用料及び手数料		46,840
	1 使用料	41,956
	2 手数料	4,884
12 国庫支出金		79,400
	1 国庫負担金	19,083
	2 国庫補助金	57,965
	3 国庫委託金	2,352
13 県支出金		69,575
	1 県負担金	11,436
	2 県補助金	28,712
	3 県委託金	29,427
14 財産収入		441
	1 財産運用収入	439
	2 財産売払収入	2
15 寄附金		2,510
	1 寄附金	2,510
16 繰入金		44,052
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	44,051
17 繰越金		14,900
	1 繰越金	14,900

款	項	金額
18 諸 収 入		11,043
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1
	4 雑 入	11,009
19 村 債		98,300
	1 村 債	98,300
歳 入 合 計		1,257,133

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		39,788
	1 議 会 費	39,788
2 総 務 費		193,344
	1 総 務 管 理 費	160,528
	2 徴 税 費	10,802
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	18,800
	4 選 挙 費	1,829
	5 統 計 調 査 費	280
	6 監 査 委 員 費	1,105
3 民 生 費		139,911
	1 社 会 福 祉 費	117,669
	2 児 童 福 祉 費	22,239
	3 生 活 保 護 費	2
	4 災 害 救 助 費	1
4 衛 生 費		108,235
	1 保 健 衛 生 費	76,583
	2 清 掃 費	31,652
5 労 働 費		16,314
	1 失 業 対 策 費	16,314
6 農 林 水 産 業 費		61,475
	1 農 業 費	14,054
	2 林 業 費	21,738
	3 水 産 業 費	25,683

款	項	金額
7 商 工 費		38,215
	1 商 工 費	38,215
8 土 木 費		98,904
	1 土 木 管 理 費	10,061
	2 道 路 橋 り よ う 費	13,783
	3 河 川 費	8,999
	4 港 湾 費	3,592
	5 下 水 道 費	36,918
	6 住 宅 費	1,976
	7 空 港 費	23,575
9 消 防 費		5,934
	1 消 防 費	5,934
10 教 育 費		323,283
	1 教 育 総 務 費	57,343
	2 小 学 校 費	203,512
	3 中 学 校 費	12,527
	4 幼 稚 園 費	25,247
	5 社 会 教 育 費	3,549
	6 保 健 体 育 費	21,105
11 災 害 復 旧 費		4
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1
12 公 債 費		231,218
	1 公 債 費	231,218
13 諸 支 出 金		8
	1 普 通 財 産 取 得 費	4
	2 公 営 企 業 費	2
	3 基 金 費	2
14 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,257,133

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	28,000	証書借入 又は 証券発行	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構、沖縄振興開発金融公庫、縁故(民間)銀行等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換えする事ができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。
造 林 事 業	2,700			
過 疎 債	67,600			
計	98,300			

議案第8号

平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,265千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		30,172
	1 国民健康保険税	30,172
2 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
3 使用料及び手数料		3
	1 使用料	1
	2 手数料	2
4 国庫支出金		55,398
	1 国庫負担金	36,717
	2 国庫補助金	18,681
5 療養給付費交付金		3,731
	1 療養給付費交付金	3,731
6 前期高齢者交付金		1
	1 前期高齢者交付金	1
7 県支出金		10,039
	1 県負担金	761
	2 県補助金	9,278
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		27,988
	1 共同事業交付金	27,988
10 繰入金		30,920
	1 一般会計繰入金	30,919
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
12 諸 收 入		10
	1 延 滞 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	2
	3 受 託 事 業 收 入	1
	4 雑 入	4
歳 入 合 計		158,265

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		8,492
	1 総 務 管 理 費	8,412
	2 徴 税 費	17
	3 運 営 協 議 会 費	62
	4 趣 旨 普 及 費	1
2 保 險 給 付 金		76,890
	1 療 養 諸 費	66,407
	2 高 額 療 養 費	7,909
	3 出 産 育 児 諸 費	2,522
	4 葬 祭 諸 費	50
	5 移 送 費	2
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		22,570
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	22,570
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		3,177
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	3,177
5 老 人 保 健 拠 出 金		3,076
	1 老 人 保 健 拠 出 金	3,076
6 介 護 納 付 金		10,307
	1 介 護 納 付 金	10,307
7 共 同 事 業 拠 出 金		29,008
	1 共 同 事 業 拠 出 金	29,008
8 保 健 事 業 費		4,738
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,285
	2 保 健 事 業 費	3,453
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1

款	項	金額
10 公 債 費		2
	1 公 債 費	2
11 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3
12 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		158,265

議案第9号

平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,746千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,032
	1 後期高齢者医療保険料	5,032
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 寄附金		2
	1 寄附金	2
4 繰入金		4,697
	1 一般会計繰入金	4,697
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		12
	1 延滞料、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預金利子	1
	4 貸付金元利収入	2
	5 雑収入	5
歳入合計		9,746

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		877
	1 総務管理費	846
	2 徴収費	31
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,865
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,865
3 諸支出金		3
	1 償還金及び還付金	2
	2 繰出金	1
4 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		9,746

議案第10号

平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,128千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		31,055
	1 営業収入	31,055
2 財産収入		3
	1 財産運用収入	3

款	項	金額
3 繰入金		47,187
	1 繰入金	47,187
4 国庫支出金		74,680
	1 国庫補助金	74,680
5 県支出金		6,200
	1 県補助金	6,200
6 諸収入		2
	1 雑収入	2
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		31,000
	1 村債	31,000
歳入合計		190,128

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		139,393
	1 営業費	139,393
2 公債費		50,733
	1 公債費	50,733
3 予備費		1
	1 予備費	1
4 前年度繰上充用金		1
	1 前年度繰上充用金	1
歳出合計		190,128

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
座間味地区簡易水道整備事業	31,000	証書借入 又は 証券発行	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構、沖縄振興開発金融公庫、縁故(民間)銀行等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換えする事ができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。
計	31,000			

議案第11号

平成23年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成23年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,913千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 下水道収入		8,990
	1 下水道収入	8,990
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 繰入金		36,918
	1 繰入金	36,918
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		45,913

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		11,821
	1 下水道事業費	11,821
2 公債費		34,091
	1 公債費	34,091
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		45,913

議案第12号

平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,194千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		4,775
	1 下水道収入	4,775
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		22,414
	1 繰入金	22,414
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		27,194

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 漁業集落排水事業費		15,441
	1 漁業集落排水事業費	15,441
2 公 債 費		11,752
	1 公 債 費	11,752
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	27,194

議案第13号

平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,854千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		694
	1 下水道収入	694
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		5,154
	1 繰入金	5,154
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		5,854

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		3,545
	1 農業集落排水事業費	3,545
2 公債費		2,308
	1 公債費	2,308
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		5,854

議案第14号

平成23年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村航路事業特別会計予算

平成23年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ573,111千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		573,106
	1 運航収入	571,102
	2 営業収益	2,001
	3 営業外収益	3
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 村債		4
	1 村債	4
歳入合計		573,111

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 航 費 用		387,434
	1 旅 客 費	3,800
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	278
	3 貨 物 費	352
	4 郵 便 取 扱 費	1
	5 燃 料 潤 滑 油 費	125,680
	6 養 缶 水 費	1,032
	7 港 費	4,322
	8 雑 費	1,284
	9 船 費	250,685
2 営 業 費 用		96,973
	1 保 險 料	2,060
	2 減 価 償 却 費	1
	3 船 舶 備 船 料	29,079
	4 航 路 付 属 施 設 費	933
	5 店 費	64,900
3 財 産 費		5
	1 普 通 財 産 費	4
	2 積 立 金	1
4 事 業 税 費		11,780
	1 営 業 外 費 用	11,780
5 公 債 費		76,518
	1 公 債 費	76,518
6 予 備 費		400
	1 予 備 費	400
7 前 年 度 繰 上 充 用 金		1
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	1
歳 出 合 計		573,111

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第8. 公共事業現場調査を行います。休憩中を利用いたしまして、島内の事業視察を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで、公共工事現場調査を終わります。

これで、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後4時20分）